# 収入•収益項目

### 応用



当社は、内国法人A社に対し建物を居住 用として貸し付けていたが、当課税期間 中にA社より事務所用として使用する申 し出があったため、即日契約を変更し、 事務所用として賃貸することとした。こ の場合における、契約変更後の期間に係 る家賃収入。

(平成25年 税理士試験 類題)

[問題番号129]

関連勘定科目:不動産賃貸収入

課税売上げ	仕入返還等
非課税売上げ	控除過大 調整税額
免税売上げ	処理なし

ホームに戻る

1/1



#### 収入・収益項目の判定欄について

#### 課税売上げ

問題文の項目が、課税標準額に算入される場合(6.3%課税取引となる場合)は『課税売上げ』と記載しています。

#### 非課税売上げ

問題文の項目が、消費税を課さないこととされる場合(非課税取引となる場合)は『非課税売上げ』と記載 しています。

#### 免税売上げ

問題文の項目が、消費税が免除されることとなる場合(免税取引となる場合)は『免税売上げ』と記載しています。

#### 仕入返還等

問題文の項目が、法 32 条「仕入れに係る対価の返還等」の規定の適用を受ける場合は『仕入返還等』と記載しています。

#### 控除過大調整税額

問題文の項目が、法 39 条③「償却債権取立益に係る消費税額」の規定により課税標準額に対する消費税額 に加算される場合又は課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない場合は『控除過大調整税 額』と記載しています。

#### 処理なし

問題文の項目が、消費税の課税の対象外とされる場合(不課税取引となる場合)など、上記のいずれにも該当しない場合には『処理なし』と記載しています。

(※) 判定が「課税売上げ」となる場合は、解説文に簡易課税では第何種事業に該当するのかが記載されています。また、判定が「非課税売上げ」となる場合は、解説文に課税売上割合の算定上分母と分子にいくら算入するのかが記載されています。

## 損益計算書科目

#### I 売 上 高

			± '	÷	
T			売 上	高	
1 ;	基礎	商品を国内の消費者に現金で販	売上高	[第二種事業]	課税売上げ
		売して収受した代金		商品の現金売上は課税売上げとな	
				<b>る</b> 。	
2	基礎	商品を国内の事業者に掛で販売し	売上高	[第一種事業]	課税売上げ
		た場合の販売代金		商品の掛売上は課税売上げとな	
				<b>ర</b> ం	
3	基礎	商品を国外に輸出販売して収受し	売上高	本邦からの輸出として行われる資産	免税売上げ
		た代金		の譲渡は免税取引に該当する。	
		(平成27年 公認会計士試験 類			
		題)			
4	基礎	当社がドイツで製造した製品を日	売上高	[第三種事業]	課税売上げ
		本国内において他の内国法人に譲		譲渡の時における資産の所在場所	
		渡した代金		が国内なので国内取引に該当し、課	
				税取引となる。	
5	基礎	当社が国内で製造した製品をフラ	売上高	譲渡の時における資産の所在場所	処理なし
		ンスで販売した代金		が国外なので、国内取引に該当せず	
				不課税取引となる。	
		(平成29年 税理士試験 類題)			
6	基礎	学校教育法に規定する教科用図	売上高	学校教育法に規定する教科用図書	非課税売上げ
		書の販売代金		の販売は非課税取引に該当する。な	
				お、課税売上割合の算定上分母に全	
				額を算入する。	
7 J	応用	出版社から仕入れた市販の参考	売上高	[第二種事業]	課税売上げ
		用図書(私立A高校が指定したも		参考書又は問題集等で学校におけ	
		の)をA高校の生徒に販売して収受		る教育を補助するためのいわゆる補	
		した販売代金		助教材の譲渡については、当該補助	
				教材を学校が指定した場合であって	
				も非課税とはならない。(基通 6-12	
				-3)	

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判 定
8	基礎	車いす(身体障害者用物品に該当	売上高	身体障害者用物品の譲渡は非課税	非課税売上げ
		する)の販売代金		取引に該当する。なお、課税売上割	
				合の算定上分母に全額を算入する。	
9	基礎	当社がフィリピンで購入した貨物を	売上高	保税地域に陸揚げしていることから	免税売上げ
		保税地域に陸揚げし、輸入手続を		当該貨物の譲渡は国内取引に該当	
		経ずにアメリカの業者(外国法人)		し、かつ本邦からの輸出として行わ	
		に輸出販売して収受した代金		れる資産の譲渡に該当することか	
				ら、輸出取引等に該当する。(基通7	
		(平成24年 税理士試験 類題)		-2-3)	
10	基礎	当社がフランスで購入した輸入貨	売上高	保税地域に陸揚げする前に譲渡して	処理なし
		物を保税地域に陸揚げせずに中国		いることから国内取引に該当せず、	
		の業者(外国法人)に売却した代金		不課税取引となる。	
11	基礎	当社がアメリカから輸入した商品を	売上高	輸入許可を受ける前の貨物は外国	免税売上げ
		保税地域内において輸入許可を受		貨物に該当し、外国貨物の譲渡は輸	
		ける前に内国法人A社に譲渡した		出取引等に該当する。	
		ことにより取得した売却代金			
12	発展	小売業を営む当社(輸出物品販売	売上高	海外旅行者(非居住者を除く)が出国	免税売上げ
		場の許可を受けている)が顧客に		に際して携帯する物品の譲渡で一定	
		売り上げた商品の販売代金1万5		の要件(輸出物品販売場の許可を受	
		千円(税抜金額)。なお、当該顧客		け、譲渡対価が1万円(税抜金額)を	
		は居住者であり、翌週に旅行先の		超えること)を満たすものは、輸出免	
		ロンドンの友人にお土産として贈答		税の規定を適用する。(基通 7-2-	
		するために商品を購入した。		20)	
		(平成24年 税理士試験 類題)			
13	応用	当社は外国法人X社の本店に対し	売上高	本邦からの輸出として行われる資産	免税売上げ
		自己の製造した製品を輸出販売		の譲渡に該当し輸出取引等に該当	
		し、売却代金を取得した。なお、X		する。外国法人が国内に本店と同様	
		社は日本国内に本店と同様の事業		の事業を行っている支店を有してい	
		を行っている支店を有している。		る場合、役務の提供については当該	
				国内支店を経由して行ったものとされ	
				るが、資産の譲渡についてはこのよ	
				うな取扱いはないことに注意。(基通	
				7-2-17)	

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解 説 文	判 定
14	発展	当社が国内にあるインド大使館に	売上高	事業者が外国公館等に対して課税	免税売上げ
		対して自己の製品を販売し、収入		資産の譲渡等を行った場合は、租税	
		した販売代金		特別措置法により免税となる。	
15	基礎	当社が保税地域内において内国	売上高	外国貨物の譲渡は輸出取引等に該	免税売上げ
		法人A社から購入した製品(外国貨		当し、譲渡代金は免税売上げとな	
		物)を内国法人 B 社に譲渡した代		<b>న</b> 。	
		金			
16	基礎	当社(飲食店)は、国内においてカ	売上高	[第四種事業]	課税売上げ
		ナダ人旅行客に対し店内で飲食物		非居住者に対する役務の提供で、	
		を提供し、飲食代を収受した		国内において直接便益を享受するも	
				のは輸出取引等に該当しない。(基	
		(平成28年 税理士試験 類題)		通 7-2-16)	
17	基礎	商品を内国法人A社(免税事業者	売上高	[第一種事業]	課税売上げ
		に該当する)に販売して収受した販		資産の譲渡の相手方が免税事業者	
		売代金		であっても、課税取引に該当する。	
18	応用	当社(調剤薬局)が消費者から収	売上高	[第三種事業]	課税売上げ
		受した医師の処方箋に基づかない		社会保険診療等以外の医薬品の譲	
		調剤薬品の販売代金		渡は、非課税取引に該当しない。	
				なお、調剤薬品は薬局が製造販売	
				するものなので、簡易課税の計算上	
				第三種事業になることに注意。	
19	応用	点字器の売却代金	売上高	点字器は身体障害者用物品に該当	非課税売上げ
				するため、非課税とされる。点字器、	
				義肢、盲人安全つえ、義眼、人口咽	
				頭、車椅子、電動車椅子、装着式収	
				尿器、ストマ用装具などの厚生労働	
				大臣の指示告示における非課税物	
				品の要件がないものはすべて身体障	
				害者用物品に該当するため、問題文	
				に身体障害者用物品に該当する旨	
				の指示がなくても身体障害者用物品	
				だと判断すること。なお、課税売上割	
				合の算定上分母に全額を算入する。	

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判 定
20	応用	当社は内国法人A社の依頼を受	売上高	[第三種事業]	課税売上げ
		け、車いす(身体障害者用物品に		身体障害者用物品の部分品につい	
		該当する)のフレーム部分のパー		ては身体障害者用物品に該当せず、	
		ツを製造し、A社に売却して代金を		非課税とならない。(基通 6-10-2)	
		収受した			
21	基礎	当社(学習塾)が受け取る授業料	売上高	[第五種事業]	課税売上げ
				学習塾が受け取る授業料は学校教	
				育法に規定する教育として行う役務	
				の提供の対価に該当しないため、非	
				課税とならない。	
				なお、簡易課税の計算上、学習塾	
				は日本標準産業分類の大分類が学	
				習支援業に該当するため、第五種事	
				業に該当することに注意。	
22	基礎	小売業を営む当社が消費者に販	売上高	[第二種事業]	課税売上げ
		売したたばこの代金に含まれるた		たばこ税は資産の譲渡等の対価に	
		ばこ税に相当する金額		含まれる。(国税庁タックスアンサー	
				No.6313)	
23	基礎	当社(酒造メーカー)が製造・販売	売上高	[第三種事業]	課税売上げ
		している日本酒を1本販売して収受		酒税は資産の譲渡等の対価に含ま	
		した販売代金のうち、日本酒1本あ		れる。(国税庁タックスアンサー	
		たりに含まれる酒税に相当する金		No.6313)	
		額			
24	応用	カナダの取引先X社(外国法人)の	売上高	当社から X 社に商品を輸出している	免税売上げ
		名古屋市内の代理店から注文を受		ため、本邦からの輸出として行われ	
		け、国内で代金を受領したあとに当		る資産の譲渡として免税取引に該当	
		社がX社に輸出した商品の売上高		する。	
				なお、国内の代理店に商品を引渡	
		(平成16年 税理士試験 類題)		し、その代理店が X 社に輸出を行っ	
				た場合は課税売上げになることに注	
				意。	

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判 定
25	応用	当社は中国の仕入先X社(外国法	売上高	本問のケースはいわゆる三国間貿易	処理なし
		人)から商品を仕入れ、その商品を		である。当社がY社に商品を譲渡した	
		アメリカの得意先Y社(外国法人)		時における商品の所在場所が国外で	
		に販売し、Y社の日本支店から売		あるため、不課税取引となる。(国税	
		却代金を収受した。なお、商品は		庁タックスアンサーNo.6210)	
		中国から日本国内を経由せずにア			
		メリカのY社本店に直接納品され			
		<i>t</i> =。			
		(平成20年 税理士試験 類題)			
26	応用	当社は内国法人A社に商品の販売	売上高	[第二種事業]	課税売上げ
		を委託しており、A社から収受した		委託販売を行った場合は、商品の	
		A社が当期に消費者に対して販売		販売代金は委託者の側で課税売上	
		した商品に係る販売代金		げとされる。	
27	応用	当社は内国法人A社に商品を掛け	売上高	[第一種事業]	課税売上げ
		により販売したが、当課税期間の		事業者が資産の譲渡等を行った場	
		末日までに販売代金が確定しなか		合において、その資産の譲渡等をし	
		ったため、同日の現況による合理		た日の属する課税期間の末日までに	
		的な見積りとして収益に計上した金		その対価の額が確定していないとき	
		額		は、同日の現況によりその金額を適	
				正に見積もるものとする。(基通 10-	
		(国税庁 質疑応答事例「対価未		1-20)	
		確定販売に係る資産の譲渡等の			
		時期」類題)			
28	応用	当社は前課税期間に内国法人A社	売上高	[第一種事業]	課税売上げ
		に商品を掛けで販売し、売上金額		事業者が資産の譲渡等の金額を見	
		を 120 万円として見積計上してい		積計上し、その後確定した対価の額	
		たが、当課税期間になって販売代		が見積額と異なるときは、その差額	
		金が 130 万円と確定した。この場		は、その確定した日の属する課税期	
		合における当初の見積額と確定額		間における資産の譲渡等の対価の	
		との差額 10 万円。		額に加算し、又は当該対価の額から	
				減算するものとする。(基通 10-1-	
				20)	

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判 定
29	発展	当社(関税法に規定する保税蔵置	売上高	関税法の規定により保税蔵置場の許	免税売上げ
		場の許可を受けている)が販売す		可を受けた者が、その経営する保税	
		る商品を居住者Aに販売した代		地域に該当する店舗で、出国者に対	
		金。なお、居住者Aは出国者であ		して課税資産の譲渡を行った場合に	
		り、当該商品を渡航先で使用し、帰		おいて、当該出国者が帰国若しくは	
		国の際当該商品を携帯しないこと		再入国に際して当該課税資産を携帯	
		が明らかである。		しないことが明らかなとき又は渡航先	
				において当該課税資産を使用若しく	
				は消費をすることが明らかなときは、	
				当該課税資産を当該保税蔵置場の	
				許可を受けた者が輸出するものとし	
				て輸出免税等の規定を適用する。	
				(基通 7-2-21)	
30	応用	当社(一般型輸出物品販売場の許	売上高	本問の場合には輸出物品販売場制	免税売上げ
		可を受けている)が、非居住者であ		度の要件を満たしているため、輸出	
		るアメリカ人旅行客からパスポート		免税等の規定の適用がある。なお、	
		及び航空券の提示並びに購入者		輸出物品販売場制度の要件は次の	
		誓約書の提出を受けて、デスクトッ		とおりである。	
		プパソコンを販売した代金 15 万円		①輸出物品販売場の許可を受けて	
		(税抜金額)。なお、当社は購入者		いること	
		誓約書を適切に保存している。		②非居住者に対する販売であること	
				③免税対象物品(通常生活の用に供	
				する物品で、一般物品及び消耗品ご	
				とにそれぞれの購入金額が税抜きで	
				5千円超)であること	
				④所定の手続(パスポートや船舶観	
				光上陸許可書等の提示、購入記録	
				票の作成、購入者誓約書の受領)で	
				販売していること	
				⑤購入者誓約書を保存していること	
31	研究	当社が製造した煙草(日本国籍の	売上高	日本国籍の外航船に積み込む指定	免税売上げ
		外航船に積み込む予定である)を		物品(酒類、製造たばこ、船用品、機	
		内国法人A社に販売した代金		用品)の譲渡は、租税特別措置法第	
		(平成16年 税理士試験 類題)		85 条第 1 項《外航船等に積み込む	
1		l	I	Į į	

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
				物品の免税》により免税とされる。な	
				お、外国籍の外航船に積み込むもの	
				は指定物品以外のものであっても輸	
				出取引等に該当する。	
32	研究		売上高		 免税売上げ
	13130	み込む予定である)を内国法人A	75—1	譲渡は、租税特別措置法第85条第	2012020-1
		社に販売した代金		1項《外航船等に積み込む物品の免	
				税》に規定する指定物品(酒類、製造	
		(平成16年 税理士試験 類題)		たばこ、船用品、機用品)以外のもの	
				であっても輸出取引等とされ、免税取	
				引となる。	
33	発展	当社が海軍販売所に物品を譲渡し	売上高	海軍販売所及びピー・エックス(アメリ	
		て収受した代金		カ軍の基地内の売店。post exchange	
				の綴りの略からP・Xと称される。)に	
				対する物品の譲渡は、租税特別措置	
				法の規定により免税とされる。(基通	
				7-2-19)	
34	基礎	当社が製造した車いす(身体障害	売上高	身体障害者用物品の譲渡は非課税	非課税売上げ
		者用物品に該当)をアメリカの取引		取引となる。なお、本邦からの輸出と	
		先に輸出販売した代金		して行われる非課税資産の譲渡に該	
				当するため、非課税資産の輸出等の	
		(平成30年 公認会計士試験 類		規定の適用があり、課税売上割合の	
		題)		算定上分母及び分子に全額を算入	
				する。	
35	応用	麻薬の密輸販売を行う当社がモル	売上高	[第二種事業]	課税売上げ
		ヒネを国内の消費者に販売して収		法律で禁止された取引であっても、	
		受した代金(モルヒネの販売は麻		本問の麻薬の販売は国内において	
		薬及び向精神薬取締法により禁止		事業者が事業として対価を得て行う	
		されている)		資産の譲渡であるため、国内取引の	
				課税の対象の4要件を満たし、非課	
		(平成27年 公認会計士試験 類		税取引・輸出取引等に該当しないこ	
		題)		とから、課税売上げとなる。	

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判 定
36	発展	内国法人A社がアメリカから輸入し	売上高	外国貨物とは、外国から本邦に到着	免税売上げ
		た車椅子(身体障害者用物品に該		した貨物で輸入許可を受ける前のも	
		当し、輸入許可を受けていない)を		のをいうため、課税貨物も非課税貨	
		当社が保税地域内に所有する倉		物も輸入許可を受ける前のものは外	
		庫で保管し、A社から収受した保管		国貨物に該当する。したがって、輸入	
		料		許可を受ける前の身体障害者用物	
				品(非課税貨物)の保管は外国貨物	
				に係る役務の提供として輸出取引等	
				に該当する。	
37	応用	当社は入会金300円でポイントカ	売上高	[第五種事業]	課税売上げ
		ードを発行しており、売上100円に		本問のポイントカードの入会金は退	
		つき1ポイント記録され、会員顧客		会時において返金されないものであ	
		は次回の買い物の際、1ポイント1		り、課税資産の譲渡等の対価に該当	
		円の値引きを受けることができる。		するため課税売上げとなる。	
		この場合における、ポイントカード			
		の入会金収入。なお、この入会金			
		は退会時においても返金されない			
		ものである。			
		(平成24年 税理士試験 類題)			
38	研究	当社が製造した製品を国外の事業	売上高	当該取引は名義貸しに係る取引であ	免税売上げ
		者に対して輸出販売して収受した		り、実質的に輸出を行っているのは	
		代金。なお、当該金額は、輸出手		当社であるため、当社において輸出	
		続きを内国法人A社に依頼してA		申告書等の原本を保存し、名義人に	
		社名義で輸出した製品に係るもの		対して輸出免税制度の適用がない旨	
		であり、当該輸出に関して当社は		の書類を交付するとともに名義人に	
		輸出申告書等の原本を保存してお		対して税法上売上げとして認識され	
		り、A社において輸出免税制度の		ないものであることを指導している場	
		適用がない旨の書類を交付すると		合には、名義にかかわらず、実質的	
		ともにA社において売上げとして認		な輸出者である当社において輸出免	
		識されないものとして指導してい		税の規定が適用される。(平成20年	
		る。		東京地裁判決)	
		(国税庁 質疑応答事例「輸出取			
		引に係る輸出免税の適用者」類			
		題)			

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
39	応用	遠洋漁業を営む当社が公海上で	売上高	資産の譲渡が行われる時における資	処理なし
		釣り上げたクロマグロを公海上に		産の所在場所が国内でないため、国	
		おいて外国法人X社に譲渡して収		内取引に該当せず不課税となる。	
		受した代金。なお、公海とは、いず			
		れの国の排他的経済水域、領海若			
		しくは内水又はいずれの群島国家			
		の群島水域にも含まれない海のす			
		べての部分をいう。(海洋法に関す			
		る国際連合条約第86条)			
		(平成24年 税理士試験 類題)			
40	発展	個人事業者が、商品を友人に対し	売上高	[第二種事業]	課税売上げ
		て販売した代金		販売相手が友人であっても、譲渡す	
				る資産が事業用のものであるため、	
				事業として対価を得て行われる資産	
				の譲渡等として課税取引に該当す	
				<b>న</b> 。	
41	応用	当社が開発したソーシャルゲーム	売上高	インターネット等を通じて対価を得て	処理なし
		(スマートホンアプリ)をインターネッ		行われるアプリケーションの配信は	
		トを通じてアメリカの消費者(国内		電気通信利用役務の提供に該当す	
		に住所又は居所を有しない)に配		るため、役務の提供を受ける者の住	
		信して収受したアプリ販売収入		所等が国内にあるかどうかにより国	
				内取引の判定を行う。したがって、本	
				問の取引は、国外取引に該当し、不	
				課税となる。	
42	応用	IT 事業を行う当社が、イギリスの	売上高	インターネット等を通じて対価を得て	処理なし
		得意先X社(ロンドンに本店を有す		行われる顧客にクラウド上のデータ	
		る外国法人)に対してインターネット		ベースを利用させるサービスは電気	
		を通じてクラウド上のデータベース		通信利用役務の提供に該当するた	
		を利用させるサービスを提供し、X		め、役務の提供を受ける者の住所等	
		社から収受した当該サービスの使		が国内にあるかどうかにより国内取	
		用料		引の判定を行う。したがって、本問の	
				取引は、国外取引に該当し、不課税	
				となる。	

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判 定
43	発展	事業者でない個人が趣味で制作し	売上高	[第五種事業]	課税売上げ
		たスマートホンゲームアプリをイン		パソコンやスマートホンなどで利用	
		ターネット上の販売場所に掲載し		できるゲームソフトなどをインターネッ	
		て、国内の消費者に対して配信し		ト上の販売場所に掲載して販売する	
		て収受したアプリ販売収入		行為は、当該ゲームソフト等の利用	
				許諾を複数の者に対して反復・継続	
				して行おうとするものであるため、個	
				人が行うものであっても消費税法上	
				の事業に該当する。また、本問のゲ	
				ームアプリの配信は電気通信利用役	
				務の提供に該当し、役務の提供を受	
				ける者の住所等が国内であるため国	
				内取引に該当し、課税売上げとなる	
				なお、簡易課税の計算上、アプリの	
				販売は日本標準産業分類の大分類	
				が情報通信業に該当し、第五種事業	
				となる。	
44	発展	出版業を営む当社が、京都に旅行	売上高	インターネットを通じて行う電子書籍	処理なし
		中のアメリカ人旅行客(国内に住所		の配信は電気通信利用役務の提供	
		又は居所を有しない)に対して、イ		に該当するため、役務の提供を行う	
		ンターネットを通じて英語版京都旅		者の住所等が国内にあるかどうかに	
		行ガイドブックの電子書籍を配信		より国内取引の判定を行う。本問の	
		し、販売収入を収受した。		アメリカ人旅行客は国内に住所又は	
				居所を有しないため、国内取引に該	
		(平成28年 税理士試験 類題)		当せず、不課税取引となる。	
45	発展	当社が、アメリカの得意先(ニュー	売上高	得意先の本店がニューヨークにある	処理なし
		ヨークに本店を有する国外事業者)		ことから、電気通信利用役務の提供	
		の国内支店(法人税法上の恒久的		を受ける者の住所等が国外であるた	
		施設に該当)に対して電子書籍の		め、国内取引に該当せず、不課税取	
		配信(消費者向け電気通信利用役		引となる。なお、国外事業者が国内	
		務の提供)を行い収受した電子書		の恒久的施設で国内の資産の譲渡	
		籍の販売代金		等のために『事業者向け』電気通信	
				利用役務の提供を受ける場合は国	

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
				内取引となることに注意。(基通 5ー7	
				-15 Ø 3)	
46	発展	当社(IT 事業を営む外国法人であ	売上高	[第五種事業]	課税売上げ
		る。)の東京支社が、フランスの得		国外事業者が国内の恒久的施設で	
		意先(パリに本店を有する国外事		国内において行う資産の譲渡等のた	
		業者)の国内支店(法人税法上の		めに『事業者向け』電気通信利用役	
		恒久的施設に該当)に対して、日		務の提供を受ける場合は国内取引	
		本国内のみでの商品販売に係る顧		に該当するため、課税売上げとなる。	
		客を管理するためのクラウド上の		なお、外国法人の国内支店は非居住	
		データベースを使用させるサービス		者に該当しないため、免税取引となら	
		(事業者向け電気通信利用役務の		ないことに注意。(基通 5-7-15 の	
		提供)を提供したことにより収受し		3)	
		た使用料。			
		(平成29年 税理士試験 類題)			
47	発展	当社(IT 事業を営む外国法人であ	売上高	国内事業者が国外事業所等で受け	処理なし
		る。)の大阪支社が、日本料理の飲		る『事業者向け』電気通信利用役務	
		食店業を営む内国法人A社のロサ		の提供のうち、国内以外の地域にお	
		ンゼルス支店(法人税法上の国外		いて行う資産の譲渡等にのみ要する	
		事業所等に該当)に対して、アメリ		ものについては国外取引となり、不	
		カ合衆国内のみでの飲食店業に係		課税取引となる。(基通 5-7-15 の	
		る顧客からの予約を受け付けるた		4)	
		めのインターネット上の予約サイト			
		を使用させるサービス(事業者向け			
		電気通信利用役務の提供)を提供			
		したことにより収受した使用料。			
48	発展	国内の得意先A社(国内に本店を	売上高	得意先の本店が国内にあることか	免税売上げ
		有する国内事業者)のロンドン支店		ら、電気通信利用役務の提供を受け	
		(法人税法上の国外事業所等に該		る者の住所等が国内であるため国内	
		当)に対して電子書籍の配信(消費		取引に該当し、非居住者に対する役	
		者向け電気通信利用役務の提供)		務の提供で国内において直接便益を	
		を行い、販売代金を収受した。		享受するもの以外のものとして免税	
				売上げとなる。内国法人の国外支店	
				は非居住者に該当することに注意。	,

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判 定
				また、国内事業者が国外事業所等で	
				国内以外の地域において行う資産の	
				譲渡等のために『事業者向け』電気	
				通信利用役務の提供を受ける場合	
				は国外取引となることに注意。(基通	
				5-7-15 Ø 4)	
49	応用	国内の消費者に対して音楽のスト	売上高	[第五種事業]	課税売上げ
		リーミングサービス(消費者向け電		インターネット等を通じて対価を得て	
		気通信利用役務の提供に該当す		行われる音楽のストリーミングサービ	
		る)を提供して収受した当該サービ		スの提供は電気通信利用役務の提	
		スの使用料		供に該当するため、役務の提供を受	
				ける者の住所等が国内にあるかどう	
		(平成29年 公認会計士試験 類		かにより国内取引の判定を行う。した	
		題)		がって、本問の取引は、国内取引に	
				該当し、サービスの使用料は課税売	
				上げとなる。	
				なお、簡易課税の計算上、音楽のス	
				トリーミングサービスの配信は日本標	
				準産業分類の大分類が情報通信業	
				に該当し、第五種事業となる。	
50	応用	国内の事業者に対してインターネッ	売上高	[第五種事業]	課税売上げ
		トを介してスケジュール管理ソフト		インターネット等を通じて対価を得て	
		を配信し、販売代金を収受した。な		行われるスケジュール管理ソフトの	
		お、当該財務管理ソフトの配信は		配信は電気通信利用役務の提供に	
		消費者向け電気通信利用役務の		該当するため、役務の提供を受ける	
		提供に該当する。		者の住所等が国内にあるかどうかに	
				より国内取引の判定を行う。したがっ	
				て、本問の取引は、国内取引に該当	
				し、サービスの使用料は課税売上げ	
				となる。	
				なお、簡易課税の計算上、ソフトの	
				配信は日本標準産業分類の大分類	
				が情報通信業に該当し、第五種事業	
				となる。	